

京都市武道センター条例の一部を改正する条例（令和4年3月30日京都市条例第58号）（文化市民局市民スポーツ振興室）

京都市武道センターの利用料金の適正化を図るため、また、その他規定を整備するために、次のとおり京都市武道センター条例を改正することとしました。

- 1 稼働率や収益向上のほか、利用者サービス向上の取組として、旧武徳殿、弓道場又は相撲場を運動競技場以外の目的に利用できるよう、利用料金の上限額（通常の利用料金の上限額に2を乗じて得た額）を定めます。
- 2 利用時間の区分を超えてセンターを利用する場合の利用料金の上限額について、時間帯ごとの料金の区分を廃止し、一律の上限額を定めます。
- 3 構内地における利用料金の上限額について、京都市都市公園条例（以下「条例」という。）の使用料に準拠した料金としていることから、同条例の改正（議第55号）に伴い、改定します。
- 4 その他必要な規定の整備を行います。

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

京都市武道センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大 作

京都市条例第 58 号

京都市武道センター条例の一部を改正する条例

京都市武道センター条例の一部を次のように改正する。

第7条第4項第1号中「3,370円」を「3,800円」に改め、同項第2号中「6,860円」を「7,800円」に改める。

別表第1備考8中「に掲げる額」を「の規定により計算した額（5から7までの規定の適用がある場合にあつては、その適用後の額）」に改め、同備考中8を9とし、7を8とし、同備考6中「に掲げる額」を「の規定により計算した額（5又は6の規定の適用がある場合にあつては、その適用後の額）」に改め、同備考6を同備考7とし、同備考5中「100分の15に相当する額がこの表に掲げる額」を「100分の15に相当する額がこの表の規定により計算した額（5の規定の適用がある場合にあつては、その適用後の額。以下この備考において同じ。）」に、「100分の10に相当する額がこの表に掲げる」を「100分の10に相当する額がこの表の規定により計算した」に改め、同備考5を同備考6とし、同備考4の次に次のように加える。

5 旧武徳殿、弓道場又は相撲場を運動競技場以外の目的に利用する場合における利用料金の上限額は、この表の規定により計算した額の2倍に相当する額とする。

別表第2備考以外の部分を次のように改める。

区 分		利用料金（1時間につき）		
		ア	イ	
主 競 技 場 （ 全 面 利 用 ）	アマチュア スポーツ	入場料を徴収 しない場合	円 14,660	円 10,470
		入場料を徴収 する場合	46,090	36,660
	そ の 他	入場料を徴収 しない場合	155,040	120,470
		入場料を徴収 する場合	217,900	169,710
補 助 競 技 場 （ 全 面 利 用 ）		3,660	3,030	
旧 武 徳 殿		3,980	3,140	

弓道場（全面利用）		3,450	2,720
相撲場		1,570	1,150
第1会議室	競技場と併用する場合	1,040	
	その他	1,780	
第2会議室	競技場と併用する場合	410	
	その他	830	

別表第2備考中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とし、5を4とし、同備考4の次に次のように加える。

5 旧武徳殿、弓道場又は相撲場を運動競技場以外の目的に利用する場合における利用料金の上限額は、この表の規定により計算した額の2倍に相当する額とする。

別表第2備考6中「「7,220」とあるのは「1,570」と、」及び「「2,400」とあるのは「830」と、」を削り、  
「

3,030
-------

を「3,030」に、  
「

830
-----

を「830」に改める。」

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市武道センター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市武道センターの利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室)